

時差出勤勤務制度の導入について

舟橋村では、令和7年4月16日より「時差出勤勤務制度」を試行的に導入します。

これにより、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランス、地域貢献の実現を目指すとともに、公務能率の向上を推進します。

1. 時差出勤勤務とは

「時差出勤勤務」は、職員の1日の勤務時間数を変更せず、始業時間や終業時間をずらすことにより、通常の勤務時間と異なる時間帯で勤務する制度です。

2. 時差出勤の区分

出勤区分	勤務時間	休憩時間
15分早出勤務	午前8時15分から 午後5時00分まで	午後0時から午後1時まで
15分遅出勤務	午前8時45分から 午後5時30分まで	

3. 舟橋村役場の開庁時間

これまでどおり午前8時30分から午後5時15分までであり、変更はありません。

早出勤務、遅出勤務の職員が通常の勤務時間と異なる時間に出退勤することがありますが、村民の皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

4. 備考

実施日や出勤区分は、職員により異なります。

全職員一斉に勤務時間を変更するものではありません。